

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、A社における船員保険被保険者資格取得日は昭和19年7月27日、資格喪失日は20年2月9日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、85円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月27日から20年8月15日まで

私は、昭和19年7月27日から20年8月15日まで、A社のB丸に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 船員保険被保険者台帳及びA社のB丸に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名、かつ生年月日が一致し、基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和19年7月27日、資格喪失日は不明）が確認できる。

また、申立人は、乗船勤務時の状況を具体的、かつ詳細に記憶していること及び記憶する船長ほか乗組員の氏名がA社のB丸に係る船員保険被保険者名簿において確認できることから、上記の未統合記録は、申立人のものであると認められる。

一方、A社のB丸に係る船員保険被保険者名簿には、資格喪失日は記載されていないものの、申立人は昭和19年10月16日に同社で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚を記憶していること、及び同社での船員保険被保険者資格の最終得喪日は20年2月8日とされていることが確認できることから、申立人は、少なくとも、同年2月8日まで、同社のB丸に乗船勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 7 月 27 日から 20 年 2 月 9 日までの期間において、A 社の B 丸に乗船勤務し、船員保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳の記録から、85 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 20 年 2 月 9 日から同年 8 月 15 日までの期間については、B 丸の運航実態が不明である上、当時の同僚からも、当該期間における申立人の乗船勤務等についての供述は得られない。

また、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 2 月 9 日から同年 8 月 15 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 59 年 8 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 60 年 3 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 21 日から 60 年 11 月 5 日まで
私は、A 社に勤務した期間のうち、2 回目に勤務した申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 2 月 28 日まで、A 社に勤務していたことが確認できる。

また、当時の事務担当者は、「A 社では、一定の試用期間経過後は従業員を厚生年金保険に加入させていたはずだ。」旨の供述が得られた上、当該事務担当者及び申立人が供述する、申立期間当時の A 社の従業員数は、オンライン記録を見ると、申立期間を含む前後の期間における同社の厚生年金保険被保険者数とほぼ一致していることが確認できることから、当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の加入記録から、A 社で複数回厚生年金保険に加入し、かつ申立人と同じ職種（運転手）であることが判明した同僚について、同社での雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得日をそれぞれ確認したところ、2 回目の資格取得日はほぼ同日（2 回目の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 57 年 7 月 20 日）とされていることが確認できる上、当該同僚の同社での雇用保険の離職日は、厚生年

金保険の資格喪失日の前日とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 2 月 28 日まで、A 社に勤務し、59 年 8 月から 60 年 2 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ職種の同僚のオンライン記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 59 年 8 月から 60 年 2 月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月 21 日から 59 年 8 月 1 日までの期間及び 60 年 3 月 1 日から同年 11 月 5 日までの期間について、当該期間における申立人の勤務実態等についての供述は得られない上、雇用保険の給付記録を見ると、申立人の求職申込年月日は「昭和 60 年 3 月 16 日」とされていることから考えると、申立人が当該期間において、A 社に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月 21 日から 59 年 8 月 1 日までの期間及び 60 年 3 月 1 日から同年 11 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年9月21日まで

私は、A社からB社へ、転勤により昭和19年2月1日から勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和19年2月1日に、A社での厚生年金保険の被保険者資格を、「転勤」を原因として喪失していることが確認できる。

また、申立人の戸籍謄本の附票を見ると、申立期間中である昭和19年*月*日に誕生した申立人の三男の出生地が、C社（B社の後継と考えられる事業所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿での同事業所の所在地と一致している上、申立人の長男が記憶する終戦後の退社に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していること等から判断すると、申立人は、申立期間において、B社に勤務していたものと考えることが相当である。

一方、B社の当初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災により焼失したとされ、現存する当該被保険者名簿は、昭和22年9月頃に、戦後設立されたC社を適用事業所として、申立事業所を含む複数の関連事業所の被保険

者名簿等を基に復元されたものと推認できるところ、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、当時、同事業所での厚生年金保険加入記録が確認でき、かつ前述の被保険者名簿等の復元作業に従事していたとされる同僚から、「復元作業はとても完全なものとは言えず、申立人の記録が無いのは、単に見つからなかっただけであると思う。」旨の供述が得られたことから判断すると、現存する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、完全に復元されたものとは言い難い。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、生前、申立人がメモに書き残していた同僚は、昭和19年2月1日から21年1月1日まで、同事業所での厚生年金保険加入記録が確認できることから考えると、申立人の申立期間に係る記録は、前述の復元作業時に欠落したものと考えても不自然ではない。

以上の事実を前提とすると、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は昭和19年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月21日に被保険者資格を喪失したものと判断することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。